

平成4年千葉市告示第101号

改正 平成6年3月1日告示第60号

改正 平成10年8月4日告示第313号

改正 平成27年5月27日告示第476号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定します。

平成4年4月1日

千葉市長 松井 旭

平成4年千葉市告示第100号において指定した地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域
- 2 第2種区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園